⑷　構成員のうち代表者は、平成８年度以降に元請として完工した下表の同種工事の施工実績（当該工事実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が構成員中最大のものに限る。）を有すること。

　出資比率が第２位の構成員は、平成８年度以降に元請として完工した下表の類似工事㋐の施工実績（当該工事実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有することとし、その他の構成員は、平成８年度以降に元請として完工した下表の類似工事㋑の施工実績（当該工事実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有すること。

○同種工事とは、

　鉄道建築で、延べ面積5,000㎡以上の建物の新築又は増築工事

○類似工事とは、

㋐　延べ面積3,000㎡以上の建物の新築又は増築工事

㋑　延べ面積1,000㎡以上の建物の新築又は増築工事

　なお、上記同種工事及び類似工事の施工実績は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工実績とすることができる。

㋟　「鉄道建築」とは、鉄道の運転保安に関する施設、駅、車両基地等の構内に存する施設で、駅建物、車両基地建物、保守基地建物、電気建物又は消雪基地建物をいう。

⑸　当機構の施工実績がある場合は、建築における平成21年度及び平成22年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑹　施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくは国土交通大臣（平成13年１月15日以前においては建設大臣）が１級建築士又は１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者であること。

イ　構成員のうち代表者は、平成８年度以降に元請として完工した下表の同種工事の施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有すること。

　出資比率が第２位の構成員は、平成８年度以降に元請として完工した下表の類似工事㋐の施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有することとし、その他の構成員は、平成８年度以降に元請として完工した下表の類似工事㋑の施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有すること。

　ただし、出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうちの１者に限る。）が配置する主任技術者又は監理技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。

○同種工事とは、

　鉄道建築で、延べ面積5,000㎡以上の建物の新築又は増築工事

○類似工事とは、

㋐　延べ面積3,000㎡以上の建物の新築又は増築工事

㋑　延べ面積1,000㎡以上の建物の新築又は増築工事

　なお、上記同種工事及び類似工事の施工実績は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工実績とすることができる。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、鉄道建設本部大阪支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑾　警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　「工事目的物の性能、機能の向上及び社会要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

　「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

　また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　技術提案に係わる具体的な施工計画を評価する。

ウ　工事目的物の性能・機能の向上に関する事項を評価する。

エ　社会的要請への対応に関する事項を評価する。

　なお、評価にあたってはその内容をヒアリングする。

㋐　工事施工体制等評価

○品質確保の実効性（品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。）

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合
　得点　15点

・工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合
　得点　５点

○施工体制確保の確実性（施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。）

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合
　得点　15点

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合
　得点　５点

㋑　技術提案に係る具体的な施工計画について

○技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性

・施工計画が現地の地形、地質、土木構造物等の条件を把握した工程及び環境条件（周辺環境、地域の特性）を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる。
　得点　８点

・施工計画が現地の地形、地質、土木構造物等の条件を把握した工程及び環境条件（周辺環境、地域の特性）を踏まえており適切である。
　得点　４点